

農地法第3条を申請される方へ

白鷹町農業委員会

1. 農地法第3条許可申請とは…

農地法では、食糧生産の源である農地の有効利用を図るため、農地の権利移動に対して制限を設けています。農地を農地として利用するためには売買・賃貸借・贈与・使用貸借等をする場合は農業委員会の許可が必要となります。(農地法第3条第1項)

この許可申請のことを農地法第3条許可申請といいます。

2. 農地法第3条許可を受けるには…

(1) 主な資格要件

- ・取得する農地全てを自ら又は世帯員で将来にわたり耕作すること。
(他人に貸すため、あるいは売る目的での取得はできません。)
- ・耕作に必要な機械等を備えていること。
- ・譲渡人の意思が確認される方であること。

(2) 申請手続き

農地法第3条申請用紙に必要事項を記入、押印し添付書類とともに農業委員会事務局に提出してください。但し、所有権移転であって全部事項証明と住所が異なる場合は原則住所変更登記を済ましてから申請して下さい。

受付締切日は毎月10日です。**土日祝日の場合は、その直前の平日(開庁日)**となります。

※原則として本人申請ですが、代理申請の場合は本人自筆の委任状を添付してください。

(3) 申請に必要な書類

権利の種類 必要な書類	所有権の移転 (売買・贈与・交換)	賃貸借権の設定 (有償の貸し借り)	使用貸借権の設定 (無償の貸し借り)	備考
3条許可申請書 (3部 提出) 3条許可申請書 別添 3-1、3-2、3-3 (各1部 提出)	○	○	○	農業委員会又は 町ホームページ
全部事項証明 (原本1筆ごと発行から概ね3ヶ月 以内のもの)※電子証明不可	○	○	○	法務局(米沢支局又 は長井サービスセンター)
住民票 (原本) (町外の方が申請する場合)	○	○	○	住所地の 住民票交付窓口
耕作証明書 (原本) (譲受人が町外の方)	○	○	○	住所地の 農業委員会
土地名寄帳 (生前一括贈与、農業者年金受給者の再 設定の場合)	○	—	○	税務出納課

：注意事項：

- ・申請書の誤った箇所は二重線で訂正し正しく書き直してください。捨印がない場合は二重線で訂正した上に申請に使用したハンコを押印ください。(修正液・修正テープは無効です。)
- ・所有者の全部事項証明(登記)の住所が現住所と異なる場合は、住民票等(現住所までの履歴のわかる書類)を添付してください。
- ・生前一括贈与を申請する際には、受贈者が贈与者の法定相続人であることを証明する書類(戸籍謄本)を添付してください。

問合せ先

〒992-0821

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地

TEL 0238 (85) 6128

FAX 0238 (85) 2509